

# 弘前市宿泊税制度（素案）

---

弘前市  
令和6年10月7日

# 1. これまでの経過

## ○宿泊税とは

宿泊税は、弘前市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税する法定外目的税です。観光振興等に充てる財源として、これまで9自治体が導入しており、このほかにも、函館市や仙台市、松江市、熊本市など全国各地の自治体において導入の検討が進められております。

## ○検討の経過

弘前市では、豊富な観光資源を活用し、訴求力のある観光振興策を実施していくために、必要な財源を安定的かつ持続的に確保する手段の一つである宿泊税の導入に向けた検討を進めております。検討に当たっては、学識有識者や宿泊事業者、公募市民などで構成する「弘前市宿泊税検討委員会」を設置し、今年3月から8月にかけて議論を深めました。

その結果、委員会より、今後さらなる観光振興を図っていくため、宿泊税の導入が必要であるとの整理がなされた上で、その導入目的、使途、税額などの検討項目をまとめられ、9月3日、市長に答申書が提出されております。

### (1) 弘前市宿泊税検討委員会

- ・委嘱期間：令和6年3月19日～令和11年3月18日
- ・委員構成：8名（学識経験者、観光関係団体、経済団体、公募市民等）

### (2) 開催実績

日にち	協議案件
R6.3.19	・宿泊税の制度概要及び先行導入自治体の事例等について ・宿泊税の導入検討について
R6.5.15	・前回いただいた主な意見等について ・アンケート結果の集計結果について ・宿泊税の検討項目の協議について
R6.6.26	・宿泊税導入に係る制度の素案について
R6.7.29	・宿泊税制度素案に係る未決定項目等について
R6.8.23	・弘前市における宿泊税の導入に係る制度のあり方について

## 2. 制度素案の内容

項目	内容
導入目的	弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため
課税対象	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者（納める人）	上記施設への宿泊者
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、市に納入する）
申告納入期限	特別徴収義務者が原則、毎月末日までに前月分を申告及び納入する。 ※一定の要件を満たす場合、3か月分をまとめて申告納入できる特例制度あり
税額	宿泊者1名に対し、1泊につき一律200円
免税点（一定の金額未満が非課税）	設定しない
課税免除（一定の条件下が非課税）	設定しない（※【例外】外国大使等の任務遂行に伴う宿泊）
制度開始後の見直し時期	5年ごと
特別徴収事務交付金	納期限内納税額の3.5%を特別徴収義務者に支払う

## 3. 制度素案の内容（使途）

### 使途（案）

#### ① 観光資源の魅力の強化

- ・ 秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実
- ・ 「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進
- ・ ねぷたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援
- ・ 歴史的建造物や神社仏閣等の利活用
- ・ 災害時における市民等の安全・安心の確保

#### ② 観光客受入環境の整備促進

- ・ 観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備
- ・ 宿泊施設向け受入環境整備補助金（多言語化、トイレ洋式化、WiFi環境等の整備）
- ・ コンベンション補助金の拡充
- ・ 教育旅行などの市内宿泊者に対する支援

#### ③ 国内外への情報発信

- ・ 案内板の多言語対応など案内機能の充実
- ・ 観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化